

# 日本橋支部互助規則

第1条 この規則は支部規則第3条に基づき、税理士である会員（以下「税理士会員」という。）の相互扶助に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 支部はこの規則に基づき次の事業を行なう。

1. 税理士会員及び第3条に規定する家族の慶弔等にあたり香典並びに祝金を給付する。

第3条 香典並びに祝金は次のとおりとする。

区分	摘要		給付金額
香典	税理士会員		50,000
		配偶者	30,000
		父母	20,000
		子供	20,000
	上記いずれの場合にも花環一基を別に供える		
長寿祝金 (傘寿・80才)	税理士会員	支部入会日から満20年をこえる者	30,000
		満20年以下の者	20,000
		満10年以下の者	10,000
		満5年以下の者	5,000

- 2 前項の香典の支出は税理士会員、その他の者の3ヶ月以内の申請によるものとする。

第4条 前条の祝金は会費滞納者に対しては適用しない。ただし幹事会に於いて止むを得ない事由があると認めたときはこの限りでない。

第5条 支部は本規則給付金の給付の基金として、前年12月31日に在籍する税理士会員数に、2万円を乗じた金額に達するまでの金額を積立てることとする。

第6条 前条の基金は幹事会の承認を得て安全かつ有利に管理しなければならない。

附 則（平成16年6月22日改正）

1. この改正規定は、平成16年6月22日から適用する。

附 則（平成22年6月21日一部改正）

この改正規定は、平成22年6月21日から施行する。

現在、積立ててある基金については、給付以外の取り崩しは行わないものとする。